|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 条　項 | 対　応　事　項 | 備　考 |
|  | 第11条第1項  【連絡方法の通知】 | 製造を開始する前に，保安に関する事項の連絡系統，連絡担当者その他の連絡の方法を定め，関係事業所に通知します。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | ＊ | 関係事業所の種類 | 関係事業所名 | |  | 導管，配管により高圧ガスを供給（受け入れ）をする製造事業所（関連事業所） |  | |  | 隣接コンビナート事業所 |  | |  | その他保安上密接な事業所 |  | | □  添付書類  No. |
|  | 第11条第2項  【直通電話】 | １ 関連事業所の事務所間及び保安上緊急に連絡をする必要のある作業場間の緊急連絡の用に供する直通電話を設置します。  ２ 保安上特に重要な作業場間には，１のほか［無線・有線通信設備］を設置します。   |  |  | | --- | --- | | 関連事業所名 | 関連事業所の緊急連絡作業場名 | |  |  | |  |  | |  |  | |  |  | | □  添付書類  No. |
|  | 第11条第3項  第4項  第5項  第6項  第7項  【事故･施設設置等  　時の連絡等】 | １ 関係事業所，関連事業所には，規則の定めるところにより，適切な連絡を行います。  ２ 隣接コンビナート事業所の境界線から100 ｍ以内において設備又は施設を設置（撤去）したときは，遅滞なく，当該設備又は施設の種類及び位置を記載した書面を作成し，これを隣接コンビナート事業所に送付します。  ３　隣接コンビナート事業所の境界線から規定距離以内において規定の施設を設置する場合又は大規模な改修をするときは，あらかじめ，当該隣接コンビナート事業所に必要事項を連絡します。  ４ 製造施設が危険な状態となった場合又は製造施設に係る事故が発生した場合において，相互応援協定等，関係事業所から事故の発生又は拡大の防止のため必要な応援を緊急に受けるための措置を講じます。 | □  添付書類  No. |